

**平成22年
(仮称) 自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録**

**平成22年6月23日
新宿区議会**

○辻山座長 それでは時間になりましたので、第34回の検討連絡会議を始めたいと思います。

議会の側では、久保委員が欠席ということと、それから専門部会の野澤委員が欠席と。加賀美委員は、後で見える。それから、根本委員は少しおくれて来るということのようでございますので、始めたいと思います。

きょうは、もう既に配られているような骨子案の原文が出ておりますので、これを中心にやりますけれども、最初に、土日2日間の討議会は、本当にたくさん役割を担っておられたと思います。御苦労さまでございました。

皆さんの感想も聞きたいのですけれども、私自身は大変新たな発見がございました。区民討議会のような、いわば「選ばれたから行ってみようか」という人々が、半分冷やかしかたというような感じでくるかなと思っておりましたが、ほとんどそういう感じの人はいなかったなというのが1つと、それから俗に言う、場なれしていないのではないかと思いますけれども、ちゃんと皆さんとまじって討議するという姿勢、大変感心いたしました。サイレントマジョリティーというようなことで、そういう方たちの意見も聞こうとかと言ってきたんですが、ちょっと誤解しておりました。サイレントというのは、決してノーオピニオンではないのだと。オピニオンは立派に持っているんだけれども、たまたまチャンスがないというようなことだったのかなと。そういう意味では、私たちが使ってきた市民参加の主体としての市民というものの考え方、関心があって、意欲があって、できれば時間もあって、そういう方たちが中心になって参加型の社会をつくっていくんだと、こういうふうに考えておりましたが、ちょっと間違いでしたね。ああいう仕掛けを、これから日常的な行政運営、あるいは議会の運営の中にどうやって取り込んでいくかというのは、大変大きな宝庫のようなものがあったなということを感じさせていただきました。

また成果についての御報告はいただくとして、どうでしょう、きょうお集まりの委員の皆さんからも御感想があれば、一言ずつでもお聞きしたいと思いますが、いかがですか、どなたか。

○斉藤委員 すごくうまくまとまったという感じはしたんですけれども、我々がよく話しているあれは、我々は2年ぐらいかかって大変な時間を費やしてきたわけではないですか。ところが、あの方たちはある程度の答えを出してきた。これは、やはり情報提供者がよかったんだという形で、一応、我々はまとめました。

○辻山座長 なるほど。それは、私、2日目の午前中だけしか聞いておりませんでした。情報提供者が大変洗練されているなという話をちょっとしていたんですけれども、同感でございます。

○小松委員 私は、そこに来られている方々が、何の所属も、町会でもなく、PTAでもなく、本当にいわゆる市民という立場で来られているから、思い切って自由な発言が、斉藤委員などよりもっとしやすい、私たちよりもずっとしやすい。だから、本当にそういうふうな感想を持ちました。

それとともに、やはりこれは新宿の置かれている、新宿の中にいらっしゃる方々というのは、ああいったレベルの高い、あの御高齢の斜め前のほうにいらっしゃった女性の人など、すごく御高齢に思えた人が、やはりその中で発言していらっしゃるのを見て、それが新宿なんだなと、こういうふうに感想を持ちました。

○辻山座長 ほかに。

○野尻委員 質問なさる方の内容が、非常に的を射て見事でございました。その辺からも、レベルが高いという感じを受けました。それから、区民討議会という手法、本当にテーマごとに人のかえていくという、あれはすばらしい手法でございますね。もうびっくりいたしました。それによって、もう全員が話に参加できているという感じがいたしました。私たち区民委員としては、ああいう方々に初めからこの自治基本条例をつくるほうに入っていただけたらどんなにすばらしいものができたかなということも、ちょっと話が出ました。

○辻山座長 ほか、いかがですか。

先ほど斉藤さんがおっしゃった、長い時間かけてきたものをさっと受けとめて議論してくれた。それは逆に言えば、長い時間かけて、彼らの感覚と全然違う言葉遣いでここで議論してきたわけではないんだということの、やはりあらわれだと思いますね。普通の人が普通にわかる言葉で表

現してきているということの意味ではないでしょうか。

ほかになれば、きょうの議題に入ろうと思いますが、その前に事務局のほうからは、何か御報告ございますか。

○**事務局** それでは、事務局のほうから、区民検討会議開催の実績について御報告させていただきます。

まず、参加者ですが、事前に出られないという御連絡が、2名いらっしゃいました。当日の欠席が1名ということで、60名の参加決定者に対しまして、57名参加いただきました。

男女別で申し上げますと、男性26名、女性31名になっております。

また、年代別で申し上げますと、10代、20代、合わせまして9名の方、30代が9名の方、40代が8名の方、50代が8名の方、60代が13名の方、70代が9名の方、80代が1名の方になっております。

また、地区別で申し上げますと、四谷地区が9名、笹塚地区が9名、榎地区が7名、若松地区が2名、大久保地区が6名、戸塚地区が5名、落合第一地区が6名、落合第二地区が7名、柏木地区が4名、角筈・区役所地区が2名になっております。

また、両日の傍聴者の数ですが、19日土曜日が11名、20日日曜日が4名の方の傍聴者がありました。

また、参加いただいた方から、お1人、感謝のお手紙をいただいております。ぜひ当日のメンバーでもう一度会う機会を設定してほしいといったようなお手紙をちょうだいしております。

区民討議会の実績報告につきましては以上です。

あわせまして、区民アンケートのほうの実績について御報告させていただきます。

現在、アンケート回収件数につきましては722件、戻り分が50件ございました。現在の回答率で申し上げますと28.88%、戻り分50を控除した場合については29.47%。一応、35%を目標ということで設定しておりますけれども、あと153件足されると35%になります。

以上のような実績になっております。

事務局からは以上です。

○**辻山座長** ありがとうございます。

何かございますか。

〔発言する者なし〕

○**辻山座長** いや、意外やバランスよく——単純抽選だったんですね、たしか。やはり、確率というのはそういうものかなと思いますね。

それでは、きょうの配付資料の説明からお願いいたします。

○**事務局** それでは、配付資料の御説明をさせていただきます。

まず、資料1が「（仮称）新宿区自治基本条例の制定にあたって（パブリックコメント）」の資料になっております。資料1は骨子案原文ということで、下段のほうの「自治基本条例として定めていく内容について」以下、四角で囲ってありますけれども、四角の中身としましては検討チームでいただいた案そのままの文章となっております。

続きまして資料2が、同じ様式になってありますけれども、骨子案修正案文ということでお示ししております。これは、資料1のほうで網かけされている部分を、一応、事務局として統一した文言で修正したものになっております。こちらにつきましては、後ほど詳細について事務局のほうから説明していただいた後、御討議いただきたいと思います。

続きまして資料3が、「（仮称）新宿区自治基本条例「骨子案」がまとまりました。」ということで書かれてありますけれども、7月15日号の広報原稿になっております。内容としましては、1面紙面に掲載するということで、下段部分、上段部分が決められたものがありますので、中身としましては骨子案全文の掲載ができませんでした。四角の中身につきましては、骨子案の概要ということで示させていただいております。これについても、後ほど御議論いただきたいと思います。

続きまして資料4が、冊子になっているものになりますけれども、「（仮称）新宿区自治基本条例骨子案（補足説明付）」ということで、一応、前段でお示しました資料2とこの「（仮称）新宿区自治基本条例骨子案（補足説明付）」というものをあわせまして、各出張所など区の出先機関に設置して、これをもとに御意見をいただきたいというふうに考えております。資料4の中身につきましては、現在、各チームから出された骨子案の内容そのままになっておりますの

で、これにつきましてはイメージということで、今後、文章については整合性をとってつくっていきたいというふうに考えております。

続きまして資料5が、「条例骨子案検討作業チーム担当表」になっております。こちらの新たな区分の担当を設定させていただいておりますので、これも後ほど御説明させていただきます。

続きまして資料6が、「条例に盛り込むべき事項（三者案比較表）」になっております。今回、新たに追加させていただいた区分としまして、7ページ以下になります。区分のH、8ページの区分のI、そして9ページ、区分のJということでお示ししております。盛り込むべき事項がないということで御報告を受けているものについては、斜線を引かせていただいております。

続きまして資料7が、「条例に盛り込むべき事項（三者案調整たたき台）」になっております。こちらにつきましては、前回配付したものと中身は同じになっております。

続きまして資料8－1、こちらが「条例に盛り込むべき事項」、項目その他のところの議会案になっております。

1ページめくっていただきますと、資料8－2、こちらのほうが専門部会案になっております。「8 条例の見直し・評価等」のところの部分についての盛り込むべき事項案になっております。

続きまして資料9、こちらが「条例に盛り込むべき事項（専門部会案）」の「国や他自治体等との関係」の項目の盛り込むべき事項案になっております。

続きまして資料10、こちらが区民検討会議案の従来その他の区分で挙げられていた10から15までの項目と20の子どもの項目、これらの項目について、「教育」と「子ども」について盛り込むべき事項を設定させていただきました。「教育」につきましては、昨日の全体会をもって合意された事項、「子ども」の項目につきましては、現在引き続いて検討中ということになっております。

そして最後に、資料11が「条例に盛り込むべき事項 三者案検討課題及び決定事項」になっております。前回の会議の内容を反映した形で、新たに資料をお配りしております。

以上が配付資料になっております。

事務局からは以上です。

○辻山座長 ありがとうございます。

それでは、最初にやらなければいけないのは、この骨子案原文についての固めということになります。資料1と2の間で、1の網かけ部分が2で提案されているということでございますので、この提案をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料1、資料2をあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、資料1のほうで、「自治基本条例として定めていく内容について」以下になりますが、まず「目的について」の「区長等」というところを網かけさせていただいております。こちらにつきましては、資料2のほうの修正案文のほうの2ページ目の「用語の定義」のところに、新たに②という表記をさせていただいて、「区長等」ということで、「区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員、並びにそれらの職員をいう。」ということ、文言の整理と記載されている位置を、「用語の定義」のところに移動させていただきました。

次に、資料1のほうのページを開いていただき、右側上段部分になります。「行政の役割と責務」のところになります。「①行政（執行機関）」ということ記載があるものについては、①、②、③いずれも、一応「区」という表記の仕方でも案文のほうは作成させていただきました。

続きまして、下の「行政運営」のところ、まず、「行政（区）」という表記が、①から⑤、さらに「情報公開・個人情報保護」のところの①、②の表記になっておりますけれども、こちらのほうにつきましても、修正案文としましては「区」という形で統一させていただきました。

また、「行政運営」の①のところに戻っていただき、「〇〇条の規定による」という表記の仕方を、資料2のほうをごらんいただきたいんですが、「行政の役割と責務」の後ろに、括弧書きで「（前記「行政の役割と責務」に記述した①～③）」という表記にさせていただきました。

一応、事務局のほうで修正させていただいた箇所は以上のとおりです。その内容について御討議いただいて結論を出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○辻山座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○木全委員 行政側のメンバーの1人としてというよりは、文章法制的な視点からちょっと気になるところはあるんですけども、従来、ここで使われてきた「行政」という言葉自体が、ある意

味でいうと司法・立法・行政と言われるように、ある種の作用について使われているものであって、例えば立法であれば議会、司法であれば裁判所というように、ここだけ「行政」といった作用の言葉を使うのは、非常に誤解を招きやすいのではないかというふうに思っています。

そういった意味では、ここの総合的な意味でいうと、「行政」というのは執行機関のことを指して、そのそれぞれの役割を指しているということであれば、本来、文章法制的に言う「執行機関」という使い方をするのが、一番明確にどこの部分の役割について定めているのかというふうに端的には指されると思うんですけども、いわゆるこの条例の中で、「区民」、「議会」、それに対応するものとして言葉を使うとすると、「区は」というのも次善の選択かなというふうには思いますけれども、一方、「区は」という言い方をすると、本来、「区」は、議会も含めて全体を指して「区は」という使い方をしますので、そういう意味でいうと、少し「区は」という言い方でも範囲が広いのかなと。

ただ、この条例の中で「区は」と言ったときに、いわゆる執行機関、あるいは行政の作用みたいなものを含めたものをするところを「区は」と言ったほうが、区民の方にはわかりやすいのかなと。「議会」、「区民」、「区」というほうが図式としてわかりやすいのかなと思いつつも、若干、文章法制的にはそういったところが気になっているところです。

そういうくくりで、端的な例でちょっと言わせてもらいますと、「行政の役割と責務」のところの一番最初で、この資料1の右上ですけれども、例えば「行政は、区民に身近な基礎自治体として」という言葉がありますけれども、「身近な基礎自治体」というと、本来であれば、それは議会も含めた基礎自治体。こういう表現を使ってしまいますと、「行政は、区民に身近な基礎自治体として」と言ってしまうと、行政イコール基礎自治体みたいな誤解を受ける表現なのかなと。

そういうちょっとした細かいところでは、非常に気になるところがあるんですけども、例えば、ここの「身近な基礎自治体」というのを除いてしまって「行政（執行機関）は」あるいは「区は」という表現で、「区民ニーズの的確な把握に努め」という表現にとどめておけば、ある意味、誤解を招かないのかなと。「基礎自治体」と言ったときにどこまで含まれるのか、あるいは「行政」と言ったときにどう含まれるのか、「区は」と言ったときにどういうふうにとどこまでくくられるのかということころは、どこかで1本整理しておかないと、後で条例にしたときには非常にあいまいな表現、あるいは誤ったところにまで適用されてしまうということがあるのではないかとこのところをちょっと心配して、本来であれば、もう少し専門部会で詰めてくるべきところなんですけれども、ちょっと時間の関係でそこまで詰め切れない中で上がっているというところは御理解いただければと思います。その辺、ちょっと御議論あれば、していただければというふうにも思っています。

○辻山座長 私も、ここは引っかかっていますけれども、一番深刻なのは、この「身近な基礎自治体として」というところを何とか処理すれば、実はずっと通る整理の仕方があり得とは思っているんです。私が提案しようと思っているのは、「行政の役割と責務」、それから「行政運営」に出てくるこの「行政（執行機関）」というのは、例えば「区の行政機関は」というような言い方に全部そろえとか、その場合に、「区の行政機関は」とやると、「基礎自治体として」が邪魔になるんです。この1点だけ。そうすれば、今おっしゃったように、「区に区の代表として区長を置く」という最初の「区」というのと、「区は、区民に身近な」とか「区は、公共サービスの提案にあたり」という「区」は、明らかに違うということになりますので、できれば「区」という概念には、先ほどおっしゃったのにプラスして、区域が確定され、住民がいて、統治の公権力を持っているという、要するに国家の3要素みたいな説明がありますよね。「区」は住民も含んでいるんだというのが、オーソドックスにはそれでいくべきだろうとは思っているんですよね。

そうすると、引っかかるのは、やはり「行政の役割と責務」の「基礎自治体」というふうに、まさにこれは地域的な統治体を指しておりますので、行政機関でもないし、区と区議会だけでもないんですね。そこの処理が必要かなと、ちょっと思っていたんですけども、どうでしょうか。これは、最終的な修文というのは、要するに条例素案の段階までにやればよいということになりますが、これはもしかすると、このまま出すと区民の中で、やはり気がつく方がおられるという可能性はありますね。

○あざみ委員 ここの「行政の役割と責務」は、やはりこの前の3の「区民」と、それから4の「議会」と、それに対する「行政」ということで3つ並べているわけですから、そこで言い回しが定まらず「行政」、「執行機関」とかという言い方をしていましたけれども、「区」というふうにしてしまうと、やはり私も違和感があるので、今、座長が言われたような形にするのが、今はいいいのかなという気はいたします。

○**辻山座長** 私が提案しているのは、「区の行政機関」というふうにそろえるということですが、難点はさっき御指摘した「基礎自治体」という用語と、もう一つは「総合的な計画を定めるものとする」、これは行政計画だけですかということになりますので、それでいいかどうか。特に最近、地方自治法第96条第2項で基本計画を議会が定めるという、議会の議決権に入れるというような動きも出ていますので、そここのところをちょっと配慮しなければいけないかなというように思ったぐらいで、あとは「区の行政機関は」で通せることは通せそうだなとは思ってなぞってみたのですが。

例えば、「行政の役割と責務」のところの①「区の行政機関は、区民に身近な組織として」——「組織」という言葉は、ちょっと社会用語で嫌か——「機関として住民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもとに職務を執行する」というような修文が可能であれば、それで通じると。

②番目は、「区の行政機関は、公共サービスの提供にあたり、基本構想に基づきその実現のため総合的な計画を定めるものとする」。まあ、これでもいいか。基本構想に議会の意思が入っているということですので、それに基づいてということだから、そんなに違和感はないかもしれません。

③番目は、「区の行政機関は、持続可能で健全な財政基盤を確保するとともに、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めなければならない」と、それぞれ落ちつくかなと。

「行政運営」のところも、「区の行政機関は、行政の役割と責務の実現のため」云々、「区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分りやすく提供する」、「区の行政機関は、行政評価を実施」する、それから「区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握する」、「区の行政機関は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め」る。それぞれ議会のところにも、多様な区民の意見をというのがある、そこそこいけるかなというふうには思いましたが、いかがでしょうか。先ほど、木全委員が御説明いただいたように、確かにここでやはり用語の概念みたいなものの統一を図っておいたほうがいいなというのはありますね。

どうですか。これは、むしろ専門部会のほうで、「そういうふうに書かれちゃうと、これは説明つかないぞ」というようなことがあるかどうかですよね。

○**針谷委員** おっしゃるとおりでいいのかなと思うんですけども、「区民に身近な機関」というのは余り言葉としては使わないのかなとすると、「地方政府として」とか、もしくは「区の行政機関は、区民ニーズの的確な」というふうにそのまま続けてしまうか、取ってしまうという手もあるのかなという気がします。

○**辻山座長** なるほど。うん、何か前の説明ですものね、「区民に身近な」というのは。

○**針谷委員** はい。では、取ってしまったほうがいいのかもかもしれませんね。

あわせて、上の「◇」のところですけども、そうすると、ここは「区の行政機関の役割と責務」になるのかなと思いますし、その2つ下の「行政運営」のところは、ここは「区政運営」のほうが正しいのかなともちょっと思ったんですけども。

○**辻山座長** 問題はなさそうですね。「区政運営」という場合は、当然、議会とのやりとの中でというニュアンスが含まれるので、一方的に行政だけではない。だけど、「区政運営」でも、そんなにここは問題なさそうな気がします。

というような御提案もございましたけれども、いかがでしょうか。ほかに御意見があれば。

○**高野委員** 区民検討会議のほうにおいては、ここのところを全部、自分たちは「行政」という形で統一しました。これは後の用語定義の中で変わるだろうから、だからあえて紛らわしい形をとらずして、「行政」という形で全部統一したと。それが変わることに限っては、特に遜色ないと。

もう一つは、ここで「行政の役割と責務」の中の①番なんですけれども、「身近な」、この辺の形容詞の部分なんですけれども、すごく親近感があるよというような意味合いも含めたものを書き記しておりますので、取ってしまおうかなという部分は、ちょっと今、抵抗したいなという部分は本音があります。だから、何かかわる言葉があればということで、ちょっと提案いただければと思いました。

○**辻山座長** 親近感のようなものをにおわせるという言葉。

○**針谷委員** 「身近な地方政府」という言い方だと、若干俗っぽ過ぎるか、あるいは……

○**辻山座長** それはまた急にではないですか。急にここだけ。

○**針谷委員** ええ、というようなことがありますよね。何か「機関」というのも、ちょっとかたいような気がしますし。

○**辻山座長** そうだね。何かいいのはないかな。（「政府」という言葉はどうでしょうね」と呼ぶ者あり）ただ、「政府」も、例えば外国で「ガバメント」とかという、議会も必ず含んでいる概念ですから、日本だけですよね、「政府」というと行政府を指しているような感じがするのは。そこはどうだろうかというのがありますね。だから、「地方政府」というときも、当然、議会も視野に入れているという使い方になっていると思いますので、区民に……

○**針谷委員** 例えば、言葉が重なってしまいますけれども、「行政機関」は区のほかにも都だとかがあるとすれば、「区の行政機関は、区民に身近な行政機関として」という言葉を重ねるというのはありなんですか。

○**辻山座長** それを言うんだったら、「最も」を入れたほうがいいのではないの。「最も身近な」と。

○**針谷委員** 「最も身近な行政機関として」。

○**辻山座長** それだったら重ねても、まあいいかなと。最上級の近さですよというような。ちょっと重なっていてという印象はあるけれども、文章としては正確でいいと思いますね。「区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め」か。いいですかね。文学的なセンスとかと言われると、ちょっと困ることは困るんだけど。

では、そのところは、一応そういう形で骨子案にすることにして、もう一つ、僕がちょっと引っかかっているのは「住民投票」のところで、この②番ですけれども、これはこれでいいかな。「区は、住民投票の結果を尊重しなければならない」の「区」は、「区の行政機関」と「区の議会」ですよ、多分。だから、もしあれだったら正確に「区長及び議会は」というふうにするか。これはどうでしょうね。尊重義務は、多分、双方が負うというふうに思いますので。

○**あざみ委員** 今、御指摘されたところは、「区長及び議会」だと思うので、「区長及び議会」でいいと思うんですが、その下の例えば「地方自治」のところも、「区は」というのが3カ所出てくるんです。それを一つ一つ言いかえていくのか、それとも最初に「区」という定義を、それは区長と議会を言っているんだというふうにするのか、ほかのところも見ればあるのかもしれないんですが、その辺をちょっと決めたほうがいいのかなと思いました。

○**辻山座長** そうね。確かにそうね。

「情報公開・個人情報保護」のところに出てくる「区」は、当然、行政機関も議会も含んでいると理解していいですか、これまでの経過からいうと。そうすると、ここで言っている「区」というのは、「区政」に近いようなニュアンスで使われていると。さて、どうでしょうか。そういうことでどこかにそのことを書くと、つまり「区」という用語を議会と行政機関という、いわば政府の独占物にしてしまうということが、個人的にはちょっとまず抵抗があるんですけども、住民が含まれていないという「区」でいいかというのは、これは牛山さんもずっとこだわってきて、多分お聞きだと思いますけれども、それはあるんですが、ただ、私は現実論者ですので、その「区」でいくぞということであれば、つまり「区」というのは行政機関と議会を指しているんだぞということではいくというのであれば、それでいいという立場を実はとっていますので、地域自治の第1号、最初の「区は」という、この「区」は何だろうかという、もしかすると先ほど紹介した住民も含めた地域自治団体としての「区」を指しているかなというようなことの区分が必要かな。全部これは区政のこととして読むのであれば、それでも読めます。

そうすると、あざみ委員の意見では、前の表記で言うと、この「行政運営」、「区の行政機関の運営」の⑤番のところまでは、「区の行政機関は」という整理でいいと。その下の「区」ですね。「情報公開・個人情報保護」のところは、私もこれは「行政機関」だけではまずいなど。区

議会も、やはり情報公開なり、あるいは個人情報保護の立法的な措置をとらなければいかぬだろうというようなことはあるので、この区は区政に近いものとして、「区長、区の行政機関及び議会」または「区長及び議会」でもいいかなという気はしていますがね、代表者ですから。（「代表して」と呼ぶ者あり）そうですね。

ただ、この「区」と書いてあるのを、全部「区長及び議会」に書き直していくと、「地域自治」のところは表現が難しくなってしまうんですね。そういう意味では、ちょっと「区」で妥協しようかなという、それでいいですかね。ということであれば、「住民投票」のところを、わざわざ「区長及び議会」というふうに起こさなくてもいいと。用語としては統一されているということになりますね。

ただ、語感がちょっと、「尊重しなければならない」というのはだれがといったときに、「区は」と言っているのが何とも……。

○**土屋委員** 尊重するのは区長と議会だけではなく、投票した住民、区民ももちろん尊重しなければならないのではないかとということで、ここは「区」で問題ないのではないかと思うんですが。

○**小松委員** 私も同じような意見なんですけれども。

○**辻山座長** はい。それなら決着つきと。そうすると、「情報公開・個人情報保護」からは「区」でいくと。大丈夫でしょうね。

一般的には住民投票の結果が、その投票した市民、あるいはその住んでいる人たちについて何らかの規範的な力を持ち得るかということ、そうではなくて執政者といいますか、立法者と執政者に影響を与えるとは思っているんですよ。ただ、あっちで「区長及び議会」と書いて、こっちで「区」だけというのがいかにもわかりにくいという意味で、この「住民投票」のところも「区」ということで表現することに賛成いたします。

○**野尻委員** 「行政の役割と責務」の一番初めの「区長の設置と役割」の「①区に区の代表として区長を置く」、この「区」と一致していないと、「区」という使い方が、やはりそごが生じると思いますので、ですから「区」というふうに、「区長及び議会」ではなくて「区」、「区に区の代表として区長を置く」の「区」と同じという意味でとらえるわけですね。

○**辻山座長** この区長の設置のところの「区」は、「区の行政機関及び議会」ではないですよ。

○**野尻委員** 違いますね。

○**辻山座長** 「新宿区」ですよ。

○**野尻委員** そうですね。この「区に」の「区」は、「新宿区」ですね。

○**辻山座長** うん、そうですね。

○**野尻委員** 「区の代表」というのは、この「新宿区に」、次の「区」は、これはもう三者ですよ。

○**辻山座長** そうです。三者です。

○**野尻委員** 下のほうの「情報公開・個人情報保護」とか「住民投票」の「区」が、そのまま三者であるということですね。

○**辻山座長** そうですね。地域自治の推進も、行政機関と議会だけが推進するわけではありませんよ。

○**佐原委員** 前にちょっとお聞きしたかもしれませんが、前にも、「区に区の代表として区長を置く」、そうしますと、「議会の設置」の「区に区民の代表機関として」と、それから「議会の責務」の中で、「議会は、区民を代表する機関として」とあるんですが、「区民」の定義からすると、働く人、学ぶ人ということも入るんですけれども、これはどういうあれだったのでしょうか、

「区民の代表機関として」というのは。

○**辻山座長** それは、むしろ議会の側の御意見だったと思いますけれども、株式会社の代表権とか、そういうことをかたく考えずに、みんなに支持されてというようなニュアンスで、選挙権のない人も代表すると言おうよという。それに対して、この「区の代表として」の「区」は、まさしく地方公共、基礎自治体としての団体を代表するという意味ですので、これは明らかに法律上の公法人たる地方公共団体の代表権ということになりますね。ちょっと引っかけますか、その「代表」。いいですか。

○**佐原委員** 実は、ずっとペンディングしていた区民の定義から、私のところで、ちょっとこれは「区民の代表機関」ではないだろうと。区民というと、働く人、学ぶ人ということになるわけですね。そうすると、これはちょっと対象が違うのではないかと。「議会は、区民を代表する機関として」、「区民」ではなくて、これは住民ではなくなってしまうと。要するに、選挙のものではないだろうということで、これで本当にいいのかということがあるものですから。

○**辻山座長** ええ。それは、私が最初に疑問を呈したので、これは代表しないよと言ったので。

○**小松委員** 初めは、「区民は、区の代表として区長を置く」、これを苦肉の策でいろいろと、ごまかすわけではありませんけれども、苦肉の策で「区に区の代表として区長を置く」と——「区に」ですね。そういうふうに手品を行ったのではないかなと。

○**佐原委員** 区長はいいんですよ。区長は当然、「区に区の代表」だから。議会について。（「議会ね。「代表」のところか」と呼ぶ者あり）区民の代表かということ。

○**辻山座長** もしそれを、投票権があって、代表選出権を背景として代表するんだということと紛らわしいというのであれば、もう間に「区民の意見を代表する機関として」とか、また「意思」と言ってしまうと、何となくまた別のニュアンスがあるので……。それでも、「区民の意思」と使っていますね、「議会の責務」のところで。

ただ、この場合には、「的確に区政に反映されるよう」と言っているだけで、ただ、議会はどっちにせよ区民の共同意思を代表するというふうになっていて、やはり意思の表示権がある人という人というようなことが議論になってしまうと、「意思」というふうには第1項では使わないほうがいいかもしれませんね。

これはどうでしょう。これはまさに、最初のところにあったように、「住民」という概念と「区民」という概念を書き分けていくということまで戻るのであれば、簡単に決着がつくことなんですけれども、そこを超えてしまいましたので、区民を代表する機関ということの中に、いわば選挙権を持っていない区民が含まれているのはおかしいだろう、これは大正論で、私も実はそうずっと思っているんですけれども、それを包み込むような形で代表するんだよというニュアンスでいこうではないかというのがここでの合意なんです。だから、この表現ではそういうふうになっていないということであれば、何かしら表現を変えろと。

○**斉藤委員** 前、たしか議員の方の意見だったと思うんですけれども、要するにこの自治基本条例は、世界を目指しているとか、にらんでつくっているというような意見をいただいたと思うんですけれども、そうすると「区民」などという言葉だって小さいぐらいなことから、せいぜい「区民」でいいのではないかと、僕は反対に思うんですけれども。「住民」というふうに押さえ込むより、やはり新宿区はもっと未来を据えて世界を見据えた、要するに文化共生というようなところから考えると、もう「区民」でいいのではないかと。本当は、自分の気持ちとしては住民なんです。

ところが、やはりこの自治基本条例のことを考えれば、日本一、世界一を目指すのであれば、やはり「区民」でうまくまとめたほうがいいのかと思います。

○**辻山座長** どうでしょうか。

○**山田委員** ここに限らないと思うんですけれども、法理論的に厳格にすることだったら、最初から返って検討し直さなければだめだというふうに思うんです。例えば、「区民は、公共サービスを受ける権利を有する」という、これは一般的にそのとおりだというふうに思うんで

すけれども、しかし、限定される場合だって当然あり得るわけです。そうすると、ここをそれではそういうことはどうするんだ、表現をどうするかとかという話になると、もう收拾がつかなくなるような気がするんですよ。それで、そもそも区長の場合は、区の代表機関、自治体の代表機関ということで、これは決まっているわけですがけれども、議会の場合は必ずしもそういう規定がないという。

ただ、議会には議会が持っている権限があるわけで、それは象徴的に言うならば、区なり区に
関係ある人たちを代表するという、そういうことになるのではないかということで、そういう意味で代表機関という言葉を使っているわけであって、これはそのとおり考えれば、それなりにわかりやすい話だというふうに思うんです。ここをまた厳密にいじくるということになる、文章そのものがもうそもそも成り立たなくなるということに、私はなるのではないかというふうに思うんです。

○辻山座長　という御意見が出ましたが、佐原委員は、そこは譲れない。広く代表していると。

○佐原委員　ちょっと狭い考えなんですけれども、読み取れるものは多くあるんですけれども、一応意見は、確かに私のところの言っている意見も間違いではないものですから、ここはしっかりと発表しておかないといけないと思います。大きく見れば、今、齊藤委員が言ったように、もっと大きな気持ちで恐らくは見なくてはいけないかもしれませんけれども、やはりここは区民の代表ではないんだと。そうしたら、「区に議会を置く」というぐらいでどうだというような感じでもないではないんですけれども、ちょっと考えさせていただきます。

○辻山座長　それでは、一応、このままで骨子案という形で載せるということにしておきましょう。そのほかはありますか。例えば、そこの一番上のところ、これはいいでしょうか。「市民主権」というのがあって、「市民主権」という割には、すぐ「区民が」と出ているのは、読んでみると、「あれ、誤植だな」と思うような感じがあるんですけれども、これは討議会のときにも女性から、たしかありましたよね。

○根本委員　その件については、区民討議会、それからアンケートとかいろいろなところで、もう一回、区民の皆さんの意見を組み入れて議論するという時期があると思うんですよ。ですから、ここで動かす必要はないのではないのでしょうか。

○辻山座長　なるほど、結論はそこまで持っていくという。

○根本委員　はい。

○辻山座長　それでいいですか。一応、このことについて議論するときがあるということで、そういうことにいたしましょう。
そのほかはどうですか。

○高野委員　細かいことなんですが、先ほどの「行政の役割と責務」の「行政運営」改め「区政運営」というふうな形になったと思うんですが、そこの②のところは「区政運営」となっていて、③の部分は「行政運営に適切に反映する」という、この言葉がどういうふうになるのかなということで、ちょっとお聞きしたかったんですが。

○辻山座長　確かにそうですね。なるほど。第2項は「区政運営」になっているんですね、既に。これは使い分けた経過はありますか。——ないですね。そろえてもいいということですよ。では、そこは「行政運営」を、第2項、それとタイトルにそろえて「区政運営」ということにいたしましょう。
そのほかで気になったところはございますか。

○菅野委員　「情報公開・個人情報保護」のところなんですけれども、ここの「区」を三者と定義づけしますと、すぐ「区民の行政情報を知る権利を保証するとともに」、「区民と共有する」ということで、三者はということになるとおかしいなというところと、②も三者で「保護し、適切に管理する」のかなというところがあるので、その「区」の使い方を、先ほどの「区の代表として区長を置く」という形にして、「区」が三者ということではなくて、行政機関なり議会なり区

民、行政機関と議会の場合は「行政機関及び議会は」というふうにきちんと書いてしまったほうがいいのかなという気がいたしますので、ここでいうと、①については「行政機関及び議会は」等にして、「区」という書き方は「区の代表として区長を置く」というような使い方がいいのかなという気がいたしました。

○辻山座長 そうすると、「情報公開・個人情報保護」のところの①を、「区の行政機関及び議会は」というふうにして、その反映は、例えば「地域自治」のところはどういうふうになりますか。「区の行政機関、議会及び区民は」とすべて書くと。

○菅野委員 そこも、③が「区民は」となっていますので、この状態のときに①の「区は」と言っていたときは、区民は入っていなかったのかなと思うんですが。

○辻山座長 そうか。三者で使っていくとなると、これはこれでいいわけだけれども……。

○菅野委員 ここで言っていた「区」というのは、今で言う「区の行政機関」的な意味が強かったのかなと思いますけれども、④の「必要な措置を講ずる」等も、いわゆる「区の行政機関」を指していると思うんですね。その辺を、その場その場で主語としてきちんと入れてしまったほうが、わかりやすく読みやすいのかなという気がいたしました。（「それは、今、どこを説明しているんでしょうか」と呼ぶ者あり）

○辻山座長 資料2の……（「資料2」と呼ぶ者あり）資料1でもいいんですけども、私が見ているのは資料2だけれども、3ページ目の一番下、7番「地域自治」。その趣旨に沿っていえば、ここの7「地域自治」のところでいえば、④番の「区は」を変える必要があるということになりますね。これは、「区の行政機関及び議会」というふうにするか、「区長及び議会」でも私は通じるような気はするんだけど、これもまた使い分けちゃうと、種類がいろいろになってしまうので……。

それで、一応、5のところから7番までの「区」というのは、大体、大丈夫かな。（「座長、ざざっと言っていただけといいんですけども、確認を」と呼ぶ者あり）

では、確認で、この5のタイトルを「行政の役割と責務」というふうにするかどうかというのはありますが、「区長の設置と役割」。「①区に区の代表として区長を置く」。「②区長は、区民の信託」、ここは変わっていません。

次に、これは「区の行政機関の役割と責務」。「①区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め」、以下同じ。②番も「区の行政機関は、公共サービスの提供にあたり」、③番「区の行政機関は、持続可能で」云々ということで行くと。

「職員の責務」については、出てきていないと。

続いて、「行政運営」のところは「区政運営」というふうにすると。「①区の行政機関は、行政の役割と責務」というふうに、以下同じ。②番、③番、④番、⑤番、すべて「区の行政機関は」という主語にすると。その中で、第3項の「行政評価を実施し公表するとともに、区政運営に適切に反映する」と。

次の項目、「情報公開・個人情報保護」については、「①区の行政機関及び議会は、区民の行政情報を知る権利を保証するとともに」云々。②番は、「区の行政機関及び議会は、区が保有する」——この場合の「区が保有する」はこれでいいのかな——一応、「区が保有する個人情報を保護し、適切に管理するものとする」。この②の2回目に出てくる「区」を三者というふうに考えると、住民相互間にあるプライバシー情報も区が管理するということになりかねないですね。そこをどうするかというのは、ちょっとありそうですね。

それから、6番「住民投票」のところは、これは区民も同様に尊重するという趣旨を込めて、このまま区でいくということにいたしましたね。

7番「地域自治」、これは第4項の「区」を変えると。「区の行政機関及び議会は」というふうにすると。

大体、今まで出たのはこういうことだったんだろうと思いますが、どうでしょうか。いいですかね。

これはどうなんですか、議会が個人情報を保有するということは、やはりあり得るか。

○山田委員 直接関係はないです。ただ、個人情報保護条例を議会で決めますから、そういう点でのかかわりはあるということで、表現としては間違っていないと思います。

○辻山座長 そうですね。なるほど。

○木全委員 個人情報保護条例では、教育委員会、議会、選管、監査、それから区の執行機関、全部含めて「実施機関」という呼び方はしているんです。だから、対象としてすべてを含めて「実施機関」という言い方を、条例上はしています。

○辻山座長 なるほど。除外はできないわけね。

そうすると、急に「実施機関」と書くと、また定義のところに書かなければいけないからね。「区の機関が」と言った場合にも、やはり厄介か。でも、思い切って「区政は」と言ってしまうでもいいんでしょう。ただし、その場合の「区政」というのは、名詞形で使うときにどういうのはありますが、これは「区政が」という主語になり得るのかということありそうだが……。

では、これまでの前例といきましょうか、精神にのっけると、わからないときには書き上げるんだという趣旨でいえば、「区は、区の行政機関及び議会が保有する」というふうに書くということになりますね、くどいけれども。

ちょっと待って。この2項の「区」というのは、飛ばしましたけれども、これは三者ではなくてもいいんでしょう。2項は、「区の行政機関及び議会は」という主語でいいんでしょう。だとすれば、「その」とすればいいんです。「その保有する個人情報を保護し」とすれば、かぶるということになりそうだと。

○大友委員 「区」というのがあるんでしょうけれども、僕もちょっと理解に苦しむところがあって、区の行政機関と、それから議会が保有するんでしょうけれども、例えばNPOだとか、そういうものが個人情報を、例えばの話ですけども、要するにお年寄りの見守りなんかの名簿を持っていたりとか、そういうときは区民として保護するようなところが出てくるのではないかという心配がまたあるという話なんです。

○辻山座長 御指摘のとおり、ありますね。市民社会は野放しだというわけにはいかないでしょうね、個人情報なんかについては。それについて、区の機関、議会なりなんなりが規制するということになるのか、今のでいうと、個人情報保護法という一般法で規律されているということになるのかというのはありますが、だからといって区の役割から外していいかということ、そうはいかないなという。おっしゃる意味はよくわかります。

○あざみ委員 今のでいうと、大友委員が言われるのは、要するに民間団体さんが持っている個人情報を議会が保護するような手だてを打たなければいけないということですか。

○大友委員 区が持っている情報を、例えば委託したりしますよね。NPOなんかに業務委託したりするけれども、そこにはちゃんと契約であるんでしょうし、それから民生委員さんが、やはり地域のお年寄りの名簿というのを持っていて、それを、変な話ですけども、すぐ返しなさいと行政のほうからは言われると。そうしたら、では、本来からいうと、地域のお年寄りを見守るために、そういう資料というのは行政委員なりが必要ですよ。それは、行政委員といえば、逆に言うと区の行政機関という形になるかもしれないけれども、一応、区民という範疇にも入るし、NPOも委託されているから、委託されたということでもって、でも、区民ですよ。だから、区民も、そういうような情報に関しては、個人情報保護をしなければいけないのではないかなというふうに、ちょっと私は疑問に思ったので、皆さんに、座長にもちょっと伺いたかった。

○針谷委員 今の個人情報保護のところなんですけれども、大きなくりとしては「行政の役割と責務」の中でうたっているところだということを失念してしまっていて、そうすると、それを振り返ると、ここは、個人情報は確かに議会のほうもそうだったり、住民の方もあるとはいえ、ここは行政のところを定めているんですというふうなところでの自治の基本条例なのかなと思うと、主語は「区の行政機関は」に戻すということもあるのかなと。もしくは、別立てにしないでいいなくなってしまうのかという……。

○辻山座長 うん。どちらかというと、別立てでということは考えられますね。行政だけのことでない。もし、「行政の責務と役割」で論ずるのであれば、議会のところにもやはり起こさなければいけないということになりますね。これを、だから太文字にすると。ゴシック文字にして起

こすということにして、大友委員がおっしゃったのは、行政機関及び議会などが民間人や行政協力員などに個人情報渡すといった場合に、ここで「適切に管理する」の範囲はその末端まで及ぶと考えなければ目的達成できないので、そうすると、そういう渡すときのルールとか、あるいは監視とかというようなものも、やはりこの適切な管理の中に含めて考えよう。問題なのは、NPOなどが自分たちの事業のために個別に持っている情報について、どこまで区の行政とか議会が口出しできるかということになると、またこれは大きな議論になるので、それはむしろ個人情報保護法のような世界、または、後で出てくるその他のようなところで論ずるか、それともここで項を起こすか。

○**大友委員** 実は、私自身は、この「区は、区が保有する個人情報を保護し、適切に管理するものとする」という文言で、これは情報公開と個人情報保護に関してはゴシックに変えるということには異議ないんですけれども、逆に言うと、「区は」、区の情報ですよ、この「個人情報」。これは区民として、区民でも、要するに個人情報保護に努めるとしなければいけないし、そして、個人が持っている個人情報というのは、これは私的な情報ですから、区の保有する個人情報ではないんだというような形というのはだめなんじゃないでしょうか。

○**辻山座長** もともと欧米でやられてきたプライバシー権というのは、他人の生活をのぞかないとかということから、のぞき見というようなところからきたわけでしょう。それをもし区民の規範として述べるということであれば、第3項に、区民は他人の情報に首を突っ込まないようにしましょうと、首を突っ込んではいけないとかと書くかどうかというのはありますよね。そこまでは、ここで何らかの具体的な効果を伴う措置として書けるかどうかというのはありそうだなという気はしていて、結局のところ、趣旨はわかりましたが、大友委員の意見だと、これは「情報公開・個人情報保護」で項が立ち上がるのであれば、「行政の役割と責務」ではないんだから、第2項は「区は」でいいではないかという説ですね。

○**大友委員** しかも、ここのところで「区が保有する」というふうに書いてあったから、区に関係ある区の情報、情報を保護しなくてはいけないというふうに解釈できるのではないかなというふうに考えたんですね。ちょっと……。

○**辻山座長** でも、これを外しちゃうと、行政の責任は物すごく広がりますね。保有していないものまで個人情報を保護しなければいけないということ。

○**大友委員** うん。だから、保有しているものだけは、やはり個人情報を保護しなくてはいけないと。

○**辻山座長** しなくてはいけないと。そういう限定つきではありますよね、これは。自分の管理下にある個人情報については、ちゃんとやれと。

○**小松委員** 先ほど大友委員が危惧されている点は、区が委託しているものに関してはこれに係るけれども、しかし、そのNPOが独自で持っているものに関してまではかけたらいけないという、そのややこしいところをきちんとやらなければいけないことですよね。詳しく言うと、ちょっと先生の答えと違う質問をされたのではないですか。

○**大友委員** そうですね。一応、個人情報保護法というのはありますけれども、区から情報提供した個人情報、例えば区民、NPOや、そして例えばの話で、何の委員もやっていないけれども、隣におばあさまがいて、その人を見守ってほしいんですよというようなことをこれから、突然死だとかがあり得るから、それは委託するんでしょうけれども、そういった情報については区の保有する個人情報だから、それはちゃんと保護しなくてはいけませんよと。NPOが単独で持っていたりとかするものに関して、それから個人が持っている、だれだれさんはどこどこに住んでいるというような個人情報は、自分の管理で情報を管理しなければならぬと。個人情報保護法の中に行くんだというような考え方で私は言っていたと思うんですが、ちょっと、すみません。

○**辻山座長** だったら、今の文章でどこが問題かなというのは、ちょっと聞いていたんだけど。

○**大友委員** これも、これでいいのではないかということです。だから、最初からこれでいいと。

「区が保有する個人情報保護し」ということ。（「変えないでということ」と呼ぶ者あり）
変えないでということです。

○辻山座長 その場合の冒頭の「区は」の「区」、これは何を。区民も含むということですか。

○大友委員 区民も含めて。

○辻山座長 区民が、区の保有する情報を管理する……。

○大友委員 だから、区が一定程度の情報を委託して、情報を出すことというのにはあり得るのではないかと。

○辻山座長 うん、出すことはあり得る。だけれども……

○大友委員 その部分については、個人情報保護をしなくてはいけないよ。（「区民が、ですよ」と呼ぶ者あり）区民も含めて。区民がですよ。

○菅野委員 区が委託した個人情報でいえば、その出すときに個人情報保護審議会というところで承認を得て出しているんですね。出したからといって、区の保護責任がないかといえば、それはもう区の保護責任のまま委託でいっていますので、そういった意味ではあくまでも委託後も、いわゆる行政機関は保護責任があるわけなので、委員がおっしゃっている区民の皆様の民の個人情報ということになってしまうと、そこは個人情報保護法ですとか、そういったジャンルの話でいいと思いますので、委託しても行政機関は保護義務があって適切に管理するんだということであれば、「区の行政機関及び議会は」でいいのかなという気がするんですけども。

○あざみ委員 大友さんがおっしゃっているのは、委託された側の区民の立場にすると、その区民が持っている区の情報を、区民がきちんと管理しなければいけないというところを書き込まれたほうがいいのかというふうにおっしゃっている……

○大友委員 書き込まれたほうがいいのかと。はい。

○あざみ委員 そういう意味ですよ。だから、区は渡した後も区の責任はあるから、それはそれでいいけれども、渡された区民はしっかり区民として管理しなさいよということを言いたいということですよ。

○大友委員 そうですね。

○あざみ委員 それが、この表現だと区民が除かれているから、おかしいのではないかと。

○大友委員 おかしいのではないかとというか、それでいいのかという感じで。まあ、おかしいのではないかと、極端に言うと。

○あざみ委員 ただ、その三者がそれぞれ保有するものを管理するというと、非常にわかりにくいですよ。

○小松委員 ですから、非常に微妙なところですけども、大友委員がおっしゃっているのは、しかしながら、区民がNPOとして委託されたものに関しては守られなければいけないけれども、自分たちが持っているものに関しては、その範疇ではないと。ですから、表現を工夫しないと、すごく難しいところが入ってきますよね。そういうことをおっしゃっているんだろうと私は理解したんですけども。

○大友委員 しかも、だから、こういうような最初の文章をつくったところというのは、そこら辺も考慮して、やはり区民も入れたのではないかなというような、ちょっと……。

○辻山座長 最初の「区は」と言ったのは、これは行政のことを言っているんです。それで書き上

げているんです、全部。（「区民は関係ない」と呼ぶ者あり）

○**大友委員** 私のほうが、ちょっと手落ちですかね。

○**土屋委員** 区というか、行政が持っている個人情報をも民間に委託して、それで一般の区民がそれを保護しなければいけないということは、それは行政が持っている個人情報を行政が保護して適切に管理するということに、全部含まれるのではないかなと思うんですけども、行政が委託した相手を、ちゃんとそれは保護しなさいよということで管理しなければならないので、この文章にそういうのは全部含まれているのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○**辻山座長** いかがでしょうか。（「座長が最初に言った話で」と呼ぶ者あり）

○**加賀美委員** 新宿区の個人情報保護条例の第33条に、「区民の責務」という条項があるんですけども、読みますと、「区民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、区とともに個人情報の保護に努めなければならない」と、こういう条項がありますので、これはもうこの条例がありますので、あえてこの自治基本条例で入れる必要はないだろうというふうに私は考えます。

○**辻山座長** そうね。あえて言うのであれば、「区民の責務」のところあたりに書くというのはあるけれども、それを1本立てるほどのあれではないかなという、そのはかりはちょっとあるかもしれないですね。

どうでしょうか、今のような理解で。

○**山田委員** 今、加賀美さんが言うとおりの、条例に書かれてあるんだというふうに思いますけれども、私は、これは自治基本条例ですから、自治の仕組みをつくるということですから、別の条例はもちろんあるわけですけども、やはり1項、きちんと明確にしておくというのは非常に重要なことだというふうに思います。

それで、今まで議論になっているのは、②の「区は、区が保有する」の「区」をどう位置づけるかということだと思うんですけども、私はこのままでも余り抵抗ないんですけども、ただ、今までずっと整理されてきたように厳密に言うということだったら、区の行政機関と議会ということにすべきだというふうに思います。ただ、そこまで明文化する必要はあるかなというふうな感じは持っています。

○**辻山座長** どうでしょう。

○**高野委員** 全く違う話なんですけど、今までこの条例の中で理念的なものは書いてきたけれども、余り詳しくこれがああだ、こうだという文言は今まで入れてきていないので、ここだけそんなにメランコリックにする必要性が今あるかと考えると、先ほどのいわゆる「適切に管理する」という言葉の一言で過ぎるのか、あるいは、この言葉をもうちょっと違った形で表現するのかということだと思うので、自分としては「区」を置きかえて、「区の行政機関及び議会は、その保有する個人情報を保護し、適切に管理するものとする」という言葉でいいのではないかなというふうに考えています。

○**野尻委員** この「情報公開・個人情報保護」という項を、「行政の役割と責務」とまた別立てでするんでしたら、もう1行、区民を入れますね。

○**辻山座長** 区民を入れますかね。それは、選択肢としては十分あり得ます。

○**野尻委員** でも、ここはもう行政のほうに入っているんで、これでいいと思います。

○**辻山座長** どうですかね。基本条例というより高い規範のところで、区民に決意を促す、お互いの個人情報について配慮するという、さっきの条文自身は大変洗練されたいい条文だとは思いますが、それをそのまま持ってくれば成り立つような話だと、私も聞いておりましたけれども。

○**針谷委員** 先ほど、項を起こすという話になったんですけども、項を起こすと、やはり区民と議会と行政といいますか、区の行政機関というか、区長という話になってしまうと思うので、こ

こはあくまでも「区の行政機関の役割と責務」というふうなところに落とし込んでいいのではないかなというふうに、もう一度思うんですけれども、ここでもう一度あえて「情報公開・個人情報保護」を広げてしまいますと、そこのまたそれぞれ三者の役割と責務が出てきてしまうのかなというふうに思いますので、それぞれのところに埋め込まずにここだけにというのは、やはり自治を進めていくに当たっての区の役割の上で、あえて行政だけというふうに置いてきたのかなというような、この間の経緯を考えたりしますと、いかがでしょうか。

○**辻山座長** しかし、個人情報の管理については、行政の仕事だよと言っていいかもしれませんが、情報公開については議会のところに項を起こさないと、行政だけの情報公開でいいかというのはありそうでしょう。だから、その手でいくか、先ほどこっと出た、これは項を起こして、議会も行政機関も該当する情報公開、個人情報保護の責任というふうにし、なおかつ言うならば、では住民、区民についてもその考え方を入れるということにするか。どうでしょう、今、御提案があったように、これは行政の役割のところに純化したほうがわかりいいのではないかという……

○**針谷委員** 座長、失礼しました。項を起こした上で、この役割的には区の行政機関と議会ということで訂正させていただきます。なかなかやりづらいといいますが、責務の求め方とかが難しいのかなというふうには……。

○**佐原委員** さっき加賀美さんが言っていた個人情報保護条例の中に、区民も入っているんですか。（「区民の責務の条項があるんです」と呼ぶ者あり）ある。それであれば、個人情報保護条例に、例えば「区の行政機関及び議会は、区が保有する個人情報等を保護するにあたっては個人情報保護条例に基づいて的確に管理する」とかという落とし方ではだめなんですか。（「それでもいいと思う」と呼ぶ者あり）

○**土屋委員** 今までの話し合いの中で、具体的な条例名を入れないようにしようという話し合いがあったと思うんですけれども、そうすると、この文言を入れてしまうと、ちょっと引かかるのかなと思いますけれども。（「別に定めると」「別に定めると、条例で」「それではおさまらないのではないですか。何のためにここまでやったのか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○**大友委員** これはたまたまの話なんですけれども、何か、要するに民生委員なんかに名簿が回ってくるんだけれども、そういうのが昔よりも、個人情報保護条例ができてから、すぐそれをぱっと見て、それで、行ったらもうすぐ返せとか、そういうようなことで新宿区の行政の皆さんはすごく厳格にやられているんですよ。そういうことが、逆に言うと、今度、いざその方が孤独死してしまったときにどうするのかとか、そういうような心配が何かあるというようなことを伺ったことがあるので、そこら辺は新宿区の行政の皆さんは、すごく厳格にやっていると。厳格だからこそ、区民を信じていないのではないかなというふうに思えるようなことが——思えるというのではないんですよ、これは運用としてそういうふうになっているんだ、厳格にやっているんだということなんだけれども、やはりその委託された区民もやはり守らなくてはいけないよねって、そこのところでやはり責務をつけてしまってもいいのかなというふうな形をちょっと思ったものですから、すみません。

○**斉藤委員** 大友さんの言う民生委員の例の情報、町会長としては、その情報が回ってこないのはすごく歯がゆいというか、町会長というのは、やはりまちの中の一応すべてを知っておかなくちゃいけないという立場なのに、民生委員は知っているけれども、町会長はわからない、役員もわからないという。やはり、まちは「向こう三軒両隣」、昔からの隣組みたいな形でずっと来ているわけですよ。

ところが、その個人情報の件に関して出てきてから、情報が全然伝わらなくなり、まちが何か分断されるような形になってきていると。すごく気持ちはわかるんですね。個人情報を大事にしないといけないというのはわかるんだけれども、せいぜい町会長、役員ぐらいにはその情報を流してほしいというのは、もうあるんです。これは、危機管理課のほうにもしょっちゅう言っているんですけれども、なかなか出してくれないと。ですから、がしっと決まっているところをバシッとやるのはいいんですけれども、でも、やはりまちを最終的に守っていかなくてはいけないのは町会であると思っていますから、ある程度の情報は流してほしいと。これは、一応、愚痴です。

○**大友委員** 高齢者だけではなくて、今度、小学校に入学する地元の子にお祝いをあげるんだとかというような町会があったりとか、それから、はたちになったりとか、そういうのがあるけれども、それがすごくやりにくくなったということで聞いているので、ちょっと提起させていただきました。すみません。

○**辻山座長** いや、でも、それはどの範囲でこの情報を共有してもらうかということの情報政策の必要性だと思うんですけども、それは大きく見れば「適切に」の中に、もう含めてもいいんです。今は適切ではないと、余り厳格にやり過ぎて。広げろと言っているのではないですけども、情報政策として議論する余地はあるということは残っているのではないかな。（「厳格に」ではない」と呼ぶ者あり）うん、「厳格に管理するもの」と書いていないものね。（「つぶやいちゃいました」「すみません」と呼ぶ者あり）

それでは、時間を過ぎていきますので整理すると、一応、「情報公開・個人情報保護」は項を起こすと。そうした上で、「区の行政機関及び議会は」という書き出しにし、第2項も「区の行政機関及び議会は、その保有する個人情報保護し、適切に管理するものとする」と。

なお、第3項として、区民の規範みたいなものを入れるかどうかということについては、ちょっと最終までペンディングと。ここではすぐは結論が出ない。それと、全体のバランスで、先ほどありましたけれども、「別に定めるところにより」というようなことでやるのかどうかということも含めて、ちょっとペンディングにせざるを得ないという気はしますので、したがって、6番を7番に、7番を8番にというような措置が必要かもしれませんね。

そもそもの5番の大きな、これは例えば章立てのときの章の名称などになる可能性があるんですが、「行政の役割と責務」と、ここはこれでいいのかというのがありますが……そうね。区長から入っているんだから、先ほど御指摘があったように、ここだけ「行政」と入れるのは何でだという、では、議会のところを「立法」とかというのがありますから、そのバランスは書いてくれるけれども、ここは「行政」とやったほうが、何か通りはいいような気はしますね。いいですかね。

では、そういうことで、一応、今までの議論は整理させていただいて、そのほかの点があれば伺います。

○**針谷委員** 文章の終わり方なんですけれども、以前、議会のところで「しなければならない」というような表現はやめようという中で、行政のところが若干残るのはしょうがないと思うんですけども、例えば「区長は」というようなところでの「区政運営を行なわなければならない」とかというのは、もしかすると議員の職務と同じようにとらえるのであれば、「行う」というふうにとめてもいいのかなとか、語尾が余りそろっていないというようなところでいきますと、「行政運営」のあたりは、「しなければならない」という部分と、何々「する」という部分とがちょっと混在していたりするので、これはきょう整理するというよりも、後で整理することになるかもしれませんけれども、その辺のことは、全部を全部「しなければならない」とか「する」と合わせる必要はないかもしれませんけれども、ちょっと読みづらいというか、混在してしまっているかなというような気がしていました。

○**辻山座長** そうですね。この分野では、「ねばならない」がちょっと多いような気がしますね。それは、「ものとする」にするか「行う」にするかというのはニュアンスがありますけれども、整理していくという方向で確認しておくということにいたしましょう。

そのほか、お気づきの点。実は、きょうのように通して条文を見るのは初めてなので、当然ながら、これはもう徹夜になるかなと思うぐらい議論のあるところだと思いますので。

○**事務局** 「情報公開・個人情報保護」のところの①の「権利を保証する」の「証」の字は、「障」に直します。

○**辻山座長** そうだね。はい。それは誤字の訂正ということで、処理はいいですね。そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○**辻山座長** なければ、実は、きょうはまだ御検討いただかなければいけないことがございますので、そちらのほうにちょっと移らせていただきます。

もっとも、記録のほうは大丈夫でしょうか。これは、広報案とパブリックコメントになります

ので、大丈夫ですか。——オーケー。

それでは次の議題は、区分H：条例の見直し等、区分I：国や他自治体等との関係……

○**事務局** 座長、すみません。広報原稿のところも、タイトルの確認とか、そういった確認をさせていただきたいんですけども。

○**辻山座長** 資料3ね、はい。資料3、これはどこといいますか、このレイアウトからも含めてですか。

○**事務局** レイアウトは、これから広報紙面になりますと多少組みかえがございますけれども、特にタイトルのところとか、一応、事務局側で「（仮称）新宿区自治基本条例「骨子案」がまとまりました。」というタイトルにしておりますけれども、もっと適切な文言があるのかとか、その辺をちょっと検討していただければいいと思います。

○**辻山座長** なるほど。さて、どうでしょうか。

○**根本委員** 議論を進める意味で、副座長会議で、きょう、これをちょっとやりまして、これを全部入れるというんです、1面に。この一番左上の小さい字、「新宿区の自治の基本理念」云々「にあたって」。

毎回、議論しているんですけども、これでは読みにくいということで、何か考えようということだったけれども、余り我々の頭で考えてもなんだから、ここで有能な皆さんの意見を聞く。例えば、文化芸術振興基本条例の場合は、基本条例作成に当たり意見をくださいというふうに最初から入れたというのと、あとは、前の広報のときには、例えば「みんなで考えよう新宿のあした」だとか何かということで、そういうわかりやすいことの文章がないのかと。いつまでも「（仮称）新宿区自治基本条例骨子案」とやってというのが1つと、もう一つは、区民討議会に使った3世代のイラスト、例えばあんなものをちょっと紙面の中に入れると、もっとやわらかくて読みやすくなるのではないかというところまでは議論したんですけども、それ以上のお知恵はここでと。

○**辻山座長** なるほど。どうでしょうか、これはなかなか……。

○**土屋委員** 一番最初に、きょう、これを目にしたときに、「骨子案」というのが物すごくかたくて、それで何か、本当に見ただけで「うわっ」と、どこかに置きたくなるような感じなので、これは何かやわらかい言い方はないんでしょうかね、「もとになるもの」とか何か。（「提案して」呼ぶ者あり）思いつかない。（「あれは何だっけ、地域懇談会の際のあれは何にしたんだっけ」「骨子案」という言葉自体がなじまないですね」と呼ぶ者あり）そう、「骨子案」と言う。

○**辻山座長** うん、大体かたいんですよ、「骨」は。だから……。

○**根本委員** あの地域懇談会で最初に使った表現は何でしたっけ。10会場でやったとき。

○**事務局** 「新宿らしい自治の仕組みを一緒に考えてみませんか」、その上に「自治」ってなんだろう？という言葉を入れています。

○**根本委員** 区民討議会は、「みんなで考えよう新宿のあした」なわけでしょう。だから、今度はもう「みんなでつくろう新宿区の自治」と、そんなことで「自治基本条例に御意見ください」とか、何かそういうようなほうがいいけれども、だれか何かありませんか。

それで、もうきょう、ほぼ締め切りでしょう。

○**事務局** 最終の修正校正については、29日まで待っていただきたいということで広報担当のほうには言っています。

○**辻山座長** これ、左上のものは、確かに漢字ばかりでかたいなと思うけれども、「（仮称）」もかたいけれども、でも、これは書かなければしょうがないでしょう。「新宿区自治基本条例」

というのは書かなければいけなくて、「骨子案」にかえて何かするか。「1次案」——これは余り普通語ではないな。

○**事務局** 御意見があれば事務局にいただいて、改めて次回、検討連絡会議の中で確定するという
ことで、事前にもし御意見があればいただくということによろしいでしょうか。（「間に合うね。
オーケー」と呼ぶ者あり）

○**辻山座長** ここで意見を聞かせていても決まるものではないので、センスの問題もあるし、ぜひ
いろいろなアイデアを出していただいて、お伝えいただければと思います。

では、これはいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかのところは、この図が載ると
か、そういうことですね。では、御意見を寄せていただくことにいたしましょう。

そうしたら、先ほどの区分Hに行っていいいわけですね。区分H：条例の見直し等について、そ
れぞれから御説明を願って議論いたしましょう。

最初に、議会のほうから、白になっているところですが。

○**根本委員** これは多分、専門部会だけでしたよね、案が出ているのは。ですから、私どもは、必
要ないという議論ではなくて、入れていないというだけで、出てきたらまた小委員会で議論する
ということになろうかなと思います。

○**辻山座長** それでは、専門部会のほうの案を、ちょっと御説明いただけますか。といっても、読
めばわかるんだけれども。

○**針谷委員** 資料9と……

○**辻山座長** 資料8－2。

○**針谷委員** 資料8－2と資料9と2つです。資料8－2のほうにつきましては、「条例の見直
し」という観点からございまして、書いてあるとおりですけれども、「区は、この条例の理念を
踏まえ」——先ほどの「区は」の取り扱いがありますけれども、「この条例及び関連する諸制度
の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする」といったところでご
ざいます。

○**辻山座長** これは、区民検討会議でも、この項目については議論された。ちょっと御紹介いた
だいて。

○**高野委員** 昨日、検討会議を行いましたがお示ししたとおり「教育」のことにしましては、一応、
話し合いができました。「子ども」はまだ検討中ですが、その後、「国・他自治体との
連携」ということと、それから検討項目の「進行管理委員会」という言葉をつくりまして、その
辺の話と、改正の手續についての話し合いは、運営会案として今お話ができますが、そこをお話
するようにしましょうか。

○**辻山座長** いや、ないほうがいいと思いますね。ほかのところから、何もそれは言及されてお
りませんので。

○**高野委員** わかりました。

○**辻山座長** では、最初に「条例の見直し」について、こういう規定を置くかどうか、あるいはほ
かですらわれているように、3年とかといって区切って、「3年ごとに見直す」とかというのを入
れるかどうかということですが、この条文でいいですか。（「まだこの途中だから」「これから
ね」と呼ぶ者あり）そうか。まだ検討中なんですね。（「運営会案は出ているけれども、全体で
やっていません」と呼ぶ者あり）そうか。進行管理委員会の機能とかというのとも絡んではし
ますね、確かに。

○**高野委員** はい。そうなんですね。

○**辻山座長** そういふことだそうですので、区民検討会議のほうからは、今は意見は差し控えるということですが、どうでしょう。議会のほうとかありますか。

○**根本委員** さっき、副座長会議のときに、区民検討会議の今のたたき台みたいなものを我々も事前にいただいて、それで必要かどうかということ、その議論を我々はやっていないんです。ですから、たたき台のところでの小委員会の内々の議論をやっておきますからという話で、まだ正直言って何も議論していないというところなんです。

○**辻山座長** これは、そんなに区民の権利にかかわるわけでもなく、いわば手続規定のようなものだから、少しそういう判断材料がそろったときに、入れる入れないも含めてということにしましょう。

では、これは一応そういうことで今回は置いておいて、資料9で示されているのは専門部会の案ですか。「国や他自治体との関係」、ちょっと説明をお願いしますか。

○**針谷委員** こちらは、先ほどの資料8-2のほうもそうですけれども、必ずしも置かなくてはいけないという考えではないんですけれども、置くとしたらというようなことでちょっと考えたところでございます。

国や自治体等との関係ですけれども、1つは、「区は、広域的又は共通の課題を解決するために、国、東京都、他の地方公共団体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする」といったようなところです。考える中では、「自主性を保持しつつ」とかという言葉を使おうとか、「積極的な連携」を図ろうとかというような話もちょっとありましたけれども、「自主性」というよりは「対等な立場」といったようなところのほうがいいのかなといったようなところでこうしました。

2点目のほうは、「国際社会」の部分などもちょっと入れ込んでみたらどうかという、新宿区の特徴なども踏まえということがございまして、「区は、国際社会に果たすべき役割を認識して広く他国の国民、政府等と連携を図り、相互に協力していくものとする」ということでございまして、置いてみたといいますか、読んでみると当たり前のことではあるんですけれども、あえて置いてみたというようにございまして。

○**辻山座長** ありがとうございます。

区民検討会議のほうは、先ほどと同じ事情ですね。

○**高野委員** はい。一応、まだ運営会案ということです。

○**辻山座長** ただ、質問等があれば、出していただいて結構だと思いますが、いかがでしょうか。

議会のほうは、これに関する規定は特に用意していないわけですね。

○**高野委員** 余分な話なんですけど、今、専門部会のほうのお示しいただいた内容と、区民のほうは余り遜色なく、同じような流れです。

ただ、ちょっと違うところは、ここはどうしても載せたいということで、「区は、国際都市として国際社会との相互理解及び協調に努める」というところが、今、すごく運営会案として、この部分は要するに、今、新宿が国際都市であるからして、当たり前のごとくに外国人との触れ合いがあります、身近な外国人より遠くの外国のところで、やはり協調しながら理解し合うというふうな流れを、ちょっとあえて入れたいということがあったんですけれども、これは余談です。以上です。

○**根本委員** 専門部会案の、今の「国際社会に果たすべき役割を認識して」云々かんぬんというのは大変すばらしい文章だと思うんですけれども、何かを想定している、あるいは何かをやらなくてはいけないというふうに思って、こういうのを入れ込んだんですか。なかなかないでしょう、こういう文章は。

○**針谷委員** 具体的にはといいますか、こういう「広く他国の国民」というのは、他国に住んでいる国民なのか、他国から来ている外国人なのかということもきちんと定義はしていないので、具体的にどうこうという行動を予想して書いているところではないです。

○**根本委員** 「政府」は。

○**針谷委員** そうですね、ちょっと耳当たりのいい言葉という意味かもしれません……。

○**根本委員** わかりました。

○**木全委員** 1つは、余り具体的にイメージしているわけではないんですけれども、やはり環境問題みたいな地球規模で考えなくてはいけないような課題もあって、そういったものなんかに視野を広げてという意味は、ある程度持たせたということでございます。

○**根本委員** すばらしいですね。わかりました。

○**辻山座長** では、そういう説明があったということで。

○**野尻委員** 「条例の見直し」も同じことなんですけれども、このときの「区や他自治体との関係」と両方なんです、この「区は」というふうに、ここの「区」の内容ですね。これをこれからも注意しながら全体をきちんとつくっていかないと、また後で混乱してくると思いますので、ですから、専門部会のほうの（１）、これは「国、東京都、他の地方公共団体及び関係機関と対等な」ということだと、この「区は」は、ちょっと内容をきちんと押さえたほうがよろしいかなということもありますので、よろしくお願いいたします。

○**辻山座長** 恐らく（１）と（２）の「区」は、含意が違うんでしょうね、きっと。

○**野尻委員** 違いますね、はい。

○**辻山座長** そこら辺を明瞭にしていくという努力が必要かもしれません。

それではそういうことで、これは骨子案作業チームへそのまま送るということになりますけれども、あと残っているのは、先ほどちょっと触れていただきましたが、その他の項目で、区民検討会議のほうから「教育」の項目について、こういう形で出したいと。資料10でございます。これについて、お願いします。

○**高野委員** 先に読みます。

「（１）家庭、地域、学校、区等は、連携して教育環境を整えるよう努める」。「（２）家庭、地域、学校、区等は、自治の担い手を育む教育を行う」。「（３）区は、自治の担い手を育む教育を行うための措置を講じる」というところで、ここで話し合いをしたのは、教育は学校や家庭だけで行われるものではなくて、地域とのかかわり合いも大切であるということ、その趣旨を盛り込もうということで考えました。それからまた、自分たちで自分たちのまちをおさめていくという自治の担い手の意識が不可欠であるということがあって、そうした意識を持った人材の育成のためには、地域との連携も、区との連携も必要になるだろうということを、この３つに分けて提案という形としました。ということで、区民検討会議会議の中の合意を得ました。

○**辻山座長** ありがとうございます。
これは、いかがでしょうか。

○**根本委員** 考え方で、この網かけになっているところがありますよね、10から15。これは、どうするんだったっけ。どれとどれとどれを前文に持ってきて、区民検討会議としては、これとこれは項目として残すとかという、何かありましたよね。

○**事務局** 区民検討会議事務局としてお答えいたします。

10から15及び20の各項目を検討した結果、最終的に条例に盛り込むべき事項として、「教育」と「子ども」だけを項立てさせていただきました。前文等に何を持っていくというところにつきましては、今、過去の会議録、これまでの検討経過を踏まえて抽出しているところです。その結果を待って、今度、区民検討会議で前文検討チームというものをつくりましたので、その中で今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 根本委員** そうすると、この「教育」と「子ども」のみ項立てするというふうに考えていいんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。（「網かけ部分」と呼ぶ者あり）網かけの中のね。
- 辻山座長** この「子ども」のところはまだですけども、「教育」のところについて何か御質問、御意見があれば出しておいていただいたほうが……。
- 佐原委員** （１）と（２）に「区等」とありますが、「区等」というのはどこを指しているのか教えていただきたいんですけども。
- 高野委員** ざっくばらんに言いますと、結局、今、教育委員会とか教育に関する部分のところで、少し地域においていないとか連携がされていないとかという話があって、それは余りにもポイントだけであるから、だからここは、一応、区及びその機関というか、全部含めてというふうな流れで考えています。だから、すべての、要するにここには学校、地域、家庭、それからすべての人たちが、みんなこういうところにかかわろうというふうな流れで表記しているつもりで、「区等」という言葉を使いました。
- 辻山座長** 「区」だけでも、これは区民を含んでいる概念の「区」ですね。
- 根本委員** 「区民の権利」に、「自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する」というのがありますね。私どもは小委員会で議論していないけれども、これがこの理念条例としては、教育の今のこういうことも含めて高らかに掲げたというふうに考えられるわけですよね。その区民の権利に従って、これからいろいろ具体的にどういう措置を講じたらよいのか、体制をつくったらよいのかという議論になるのかなというふうに思うと、この項目は何か殊更に必要なのかというようなことも感じるんですが、いかがでしょうか。
- 高野委員** お答えになっていないと思いますが、一応、教育基本法の第13条のところで、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」という項目がありましたので、この部分は特に踏まえて入れたいということがあったことと、それからその次に、14条になる「政治教育」というところがあるんですが、これは「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」というふうな文があったり、あとは「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」というようなことになっていますので、だから、一応その辺のところを含みながら、みんなでこれから新宿区の本当の自治を育てるに当たっても、そういう担い手をこれからみんなでやっていきましょうよというところを、本当にすべての何人ものところ、区民検討会議のほうのきのうやっと合意できた部分というふうに考えています。
- あざみ委員** この「教育」というのは学校教育だけではないと思いますけれども、さっきの目的でしたか、基本理念でしたか、あれで言っている学ぶ権利よりはある意味狭い、要するにこれからの未来の子どもをつくっていくための条文ですよね。それで、自治基本条例の中で、自治基本条例を推進するための担い手をつくるというのが、多分、（２）、（３）のところだと思うんですけども、（１）はもっと広い意味の子どもを育てるということですよね。だから、それがこの自治基本条例にフィットするのかなというところでいうと、ちょっとまだしっくりしないというか、私は、この条文はもっともだというふうに思う部分ではあるんですが、この条例の並びとしてどうかなというのが1つ、ちょっと頭のかたいところで、気持ち悪いと言うと変ですけども、「何でここだけ」という部分があります。
- 高野委員** 「何でここだけ」と言われると、そうなんですという部分なんですけれども、とりあえず今、モデル校だとか、いろいろな形で学校がされているけれども、例えばそれが、地域の人たちがその学校に入って、かつ、評議員だとかいろいろな形で参加している部分はあるかと思いますが、一応、本当の意味で住民の自治を、獲得という言い方は変ですけども、住民の自治というか、区民全体が自治に目覚めるには、小さいというか、小学生からでもそういう部分の意識づけをどんどんしていくと。それは、単なる協力だけではないだろうと。地域でいろいろな中で例えば催しものを行ったときにも、「これはこういうことなのではないか」ということを、小

さいときから自治に携わっていくということをねらいとして、それは地域や学校だけではできないし、それは行政から議会から、いろいろな形での何人なりともそこに参加してもらって、そういう形で担い手をどんどん育てていくというふうな流れで、今、考えています。

だから、単に言葉として「教育」とかという言葉が項立てしてありますから、ちょっとそれが固定概念とか先入観で、そういう部分であるやもしれませんが、要するに地域連携していくというところが主としたねらいというふうに御理解いただければと思います。

- あざみ委員** 私はさっき、もっともなことだというふうに言ったんですけれども、自治の担い手になるのは、ある意味、自発的なものではないかと。要するに自由というか、その担い手になるものならないものというんでしょうか、極端なことを言えば。それを、自治の担い手になるべく子どもたちを教育していくというのが、ちょっと私はかた苦しくというか、窮屈に感じるんですよ。何か型にはめるといっていいんでしょうか——今、感覚的に言っていますから、それが実際どうするということではないんですが、教育というのはもっと、自治の担い手にするためだけの教育ではないわけですよ。それは、皆さんわかっていると思うんですけれども、これは自治基本条例に載せる部分だからこういうふうに書いているんだと思うんですが、ちょっと子どもが読んだときに窮屈な気がしないかなと。子どもが読んだときというか、私は窮屈に感じました。

- 辻山座長** どうぞ、どちらでも。

- 土屋委員** 今のあざみ委員のおっしゃったことなんですけれども、子どもを教育していくのは、どっちかというと（１）の学校、地域、家庭、区、全部連携して教育していきましようというのが１つと、（２）番なんですけれども、区民委員のある方がおっしゃっていたんですけれども、地域の子供会とか、そういうところに参加したり、花火大会だったり地域のお祭りとか、そういうのに参加したりするのが、すなわち自治の担い手をはぐくむということになるんだよとおっしゃっていたので、私はこの（２）番目の、がちがちに子どもを、「あなたは自治の担い手なんだよ」と言って教育していくことではないと思うんです。

それと、（３）なんですけれども、（１）と（２）は「学校」が入っているので、どちらかというと子どもを育てるといふ感じかもしれないんですけれども、（３）は、自治の担い手というのは幾つになっても自治の担い手であって、40代、50代になって区政にすごく興味を持って、例えば自治条例を読んでわからないとか、区の行政、議会の説明責任とか、そういうところでもちょっと触れられたんですけれども、そういうもう高齢の方まで全部含めた自治の担い手をはぐくむ教育を行うための措置ということでとらえてもらいたいと思います。

- 小松委員** まさに市民主権と私たちが置くところに、多分、大きくこれは関係しているんだろうと思うんですけれども、ですから、三権分立プラス教育権利の独立という、そういった意味合いで地方政府の自治基本条例づくりの中に「教育」ということで、多分、入れられたんだと思います。ですから、表現はとても工夫しないと、せっかくのこの思いをきちっと伝え切れないのかなとは……。

ですから、これから少し、いろいろみんなでもまないといけないんだろうと思いますけれども、私もとても大切な——さっきあざみ委員がおっしゃいましたけれども、自由であるからこそ、ですから、これは「自治の担い手」という表現だと狭くなるかもわかりませんので、そういった市民教育というか、自由であるからこそ明文化しておく必要があるんだろうなと。ですから、これはとても大切な、みんなで話し合わないといけないところかなとは思っています。

- 斉藤委員** 実は、この自治基本条例に関して、落合第一地区の地区協議会で、中学生をまじえた討論会をやったんですね。そのときに、ある中学校の子どもたちが来て、自治というのが何かということが、まずわからないと。まず、それだったら、では自分たちのある学校の中の自治はどういうことかという話をしました。ということは、子どもたちはもうそのときに、自治はとりあえず今住んでいるところで守るべきルール、それからこれから学校生活をしやすいようにするルールとか、いろいろ子どもたちが提案してきたわけですね。これがまさに自治であって、担い手をはぐくむというの、多分そこからもうきいていると思うんです。ですから、それは反対に、そうやって発表させた地域も大事だし、地区協議会も大事だし、町会も大事だと。ですから、ここにすべておさまっているのが、何か未来の子どもたちに託すような、夢をここに入れているようなところがあるんですね。

実は、この落合第一地区でやった地区協議会の自治基本条例に関しては、ビデオも全部録って

あるんです。ですから、1回皆さんにお見せすると、「なるほど、これは大事だな」というのがわかります。今、あそこに和田さんがいますけれども、和田さんが全部情報を持っています。よろしいですか、和田さん。
以上です。

○辻山座長 ありがとうございます。

○野尻委員 「区民の権利と責務」のところで、この「教育」についてはもう盛り込まれているんですね。特にそこでは、「区民は、自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する」と。それをまた特化して、「教育」という項だけを立ててここで何を言いたいかと申しますと、家庭と地域と学校、区等という教育基本法の新しい項目と、さっきお話がありましたけれども、そこを強調したいというのもありました。

それで、先ほどのあざみ委員のおっしゃった（１）、これは自治基本法であるから要らないと、たしかおっしゃったと思うんですけれども……（「要らないとは言っていないです」と呼ぶ者あり）おっしゃっていないですか。初めのころにも、区民のほうは、この条例がこの地でよりよく生きるための条例であると。議会のほうは、区民主権というものを実現していくための条例であると、そういうふうに非常に対立といいますか、基本的なところが違ったところでずっとつづてきているので、これから子どものこともこれに出てきますけれども、「育つ権利を有する」とか、その辺がまた議論のもとになるかと思います。

○佐原委員 この「教育」の項なんですけれども、これは先ほど斉藤委員が言っていたけれども、地区協議会に限らず青少年育成委員会が最も力を入れてやっている項目なんです。実際にこれは、各地域で育成委員会の皆さんがやっている項目でもあるし、またここに、条例の基本理念のところに若干入っているところもあるんですが、私は、これは広い意味で設けたいという気持ちはすごくわかるんですけれども、地域でもう既に始めていることを改めてここに載せるのも何かなと感じるんですが、いかがなものかなと。

○斉藤委員 始めているのであれば、余計こういうところに載っておかないとまずいのではないかと思うんですけれども、私もさっき言いましたように、この自治基本条例の中に、どこか夢を入れておかなくてはいけないなど。やはり子どもが我々の夢だということで、これはどうしても残しておきたいなど。我々はどうしてもPTA上がりなので、子どもにどうしても託してしまうんですね。一応その辺も、これはちょっと余談になりますが。（「みんなだよ」と呼ぶ者あり）４人いますね。（「いや、私もPTAから」と呼ぶ者あり）そうですね。（「みんなやっている」と呼ぶ者あり）山田さんもそうですよね。（「もう孫になっちゃったな」と呼ぶ者あり）

○根本委員 だけど、多分、議会との今の共通の違いは、今、野尻さんが言ったところで、我々、結構理念的なところで、余り細かいことに入り込んでしまうと、まちづくりとか、それから現実にはいろいろな問題でもうぶつかってしまっているところがあるから、それは理念的なことにとどめて、個別条例でそれこそ区民検討会議と、この方式で時間をかけて、何年もかけて個別的にずっとつづいていけばいいというふうに思っているんですよ。今の斉藤さんの話だとすると、こういうふうには書くと、余計、夢がなくなってしまうというふうに私は思うんですけども、そういうふうには感じませんか。「家庭」というふうに言ったら、ではどういう家庭なんですかという話になるし、「地域」というふうに言ったらどこを指すんですかという話になりますよね。それから、では、地域に公立学校はあるけれども、半分以上、私立の小学校に行っているというあれからいえば、これは地域と関係ないという話になるし、そういう細かい話に入っていくと、逆に「子ども」だとか「教育」だとかという夢を託す話が、内部に入っていくやしないかなという感じはするんです。まだ小委員会で議論していませんから、この程度にしてまた持ち帰って、いろいろ議論してみますけれども。

○山田委員 議会のほうは、みんな一言発言しましたので、私も発言させていただきますけれども、簡単に言うと、やはり自治基本条例の中に盛り込む内容としては違和感があるのではないかなという感じで、「教育環境を整える」というのは、別に自治基本条例で言わなくたって、これはみんなが進めなければだめなことだから、まさに理の当然ですね。それから、「自治の担い手を育む教育」というのは、決してほかから強制されるものでも何でもなくて、やはり自主的にそれぞれが考えてやるべきもので、自治基本条例の中でこういうふうには決まってから、あるいは条例に決

まれば、その条例に基づいて何かしなければだめなわけですがけれども、そういうものではないのではないかと。私は、ここに「教育」と「子ども」がありますけれども、むしろ「子ども」のほうが大事なんですね。子どもの権利条約があって、権利条例をつくるところがずっとふえてきていますからね。それから、ニセコ町の場合は、子どもの意思の表明権というのをきちんと保障しているんですよね。やはりここをどうするかというのは、ちょっと申しわけないんですが、上の「教育」よりもはるかに大事で、議会のほうも、子どもの今の権利条例については若干議論したんですが、議論としては進まないで、そこでとまっているんですよね。

したがって、区民検討会議のほうで引き続き検討中ということで、これから議論が進んでいくんだというふうに思いますけれども、その進みぐあいによって、やはり議会のほうもきちんとそれを受けとめながら、我々の考えも場合によっては出していかなければだめなのではないかなというふうに思っています。

- 大友委員** 自分の考え方も含めてというか、これをどうして章立てしなくてはいけないのかというと、やはり新宿区には新宿区教育委員会があって、それで教師もある。ただし、やはり文科省からの学習指導要領で一つのがんじがらめになっているところもあるのではないかな。もう一つは、先ほど小松委員がおっしゃったように、教育委員会というのは一つの行政の中でも独立した機関であると。そういう中では、やはり実は我々がやろうとしていることは、我々のまちの地方政府をどうやってやっていこうかということを考えてやるんですから、そういう中では、やはり国からとか落っこちてきてしまっているような形の組織の中にも、1つそういうことで規制しておくことも必要なのではないかなというか、だから、本来からいうと、テレビばかり見て中央の政界のことばかりをやっている、もう今、参議院選挙だということばかりではなくて、やはり今、新宿は何があるのか、どんなような政治とか行政をしているのかということ、少しでも先生方にもわかってもらいたいし、新宿区の教育委員会からも「こんなことでやっていますよ」というようなことをやる。それで、自治基本条例なんというような教科書にも載っていないようなものを今度つくりましたといったところで、多分、学校でちゃんと教育するかどうかかわからないですよ。そこら辺も含めて、やはりここに章立てしなくてはいけないのではないかなというのが我々の意見なのかな。

- 辻山座長** ほか、少し出しておかないと、これは骨子案検討チームに行ってから大変ですよ。

- 土屋委員** 先ほど、ちょっと野尻さんも触れたんですが、「区民の権利」のところで、「自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する」という文言があるんですが、それを担保する形で、やはりこの（３）の「区は、自治の担い手を育む教育を行うための措置を講じる」というのはとても大事だと思うんです。（３）だけが大事なのではなくて、やはり（１）の家庭、地域、学校、区等は、全部連携して教育環境を整えるということは、もっともっと大事なことだと思うんです。ですから、やはり区民側は、これはどうしても外せない大事なところではないかなと思います。

それと、「子ども」のことも今後出てきますけれども、それとあわせてこの「教育」のことを考えるとよくわかってくる、さらにわかりやすくなるのではないかなと思いますけれども。

- 木全委員** 今までの議論を聞いていると、やはりこの条例の基本的な考え方というのを、子どもたちにしろ、地域にしろ広めていきたいということであれば、やはり「教育」とか、「指導」とか「指示」というのは、何となく基本条例の中にはなじみが薄いかなと。そういうことであれば、もう少しこの制度の趣旨普及みたいな項立てを起こして、広く地域やこの基本条例についての趣旨普及をみんなですていかなければいけないというような別の発想でのくくり方もあるのかなという、私、個人的な意見でございますけれども、そういう考え方もできるのではないかなというふうに思いました。

- あざみ委員** 今、木全委員が言った普及の部分については、私も別立てにするべきだと思うんですね。やはり学校で新宿区の何かを教えるという時間は本当になくて、そこは本当に確保していないといけない部分だと私もすごく思っているんですね。それは、皆さんが思っていることとすごく近いと思うので、ただ、表現の仕方として、例えば（３）が子どもだけではなくて、大人も含めた区民の権利と通じる部分であるというのであれば、それはまた別で起こすべきだろうし、子どもに対してどうしてあげたいという部分については、私は「子どもの権利として、どういう教育を受ける権利があるんだ」、「子どもには何を言える権利があるんだ」という書き方で表現

していくべきではないかなと。だれだれが子どもにこの教育を与えるというふうに私は捉えてしまうんですね、この「教育」の箱の中で書かれると。言いたいことはすごくよくわかるので、その辺の表現の仕方だというふうに思います。

(1) 番の教育環境を整えるということについては、この「家庭、地域、学校、区」というのは平等ではないんですね。やはり区に、教育委員会及び行政に一番の教育環境を整える義務があって、「努める」どころではなくて義務があるわけで、その辺も一緒にくたにするのは、逆に弱めてしまうのではないかなと思うようなところもありまして、言いたいことはすごくわかるんですが、表現の仕方をちょっと考えていかなければいけないかなと思います。

○**小松委員** 例えば、この「教育」のところで、「教育環境を整える」というこの文言一つでも、例えば官立の学校ばかりではなくて、そこの中に私学を入れる。こうやって中央集権的な、国が右を向いたら右を向いてしまうということのない、そういった区民、市民をつくるぞという新宿区の姿勢というのがここにはあらわれてくるかなと思いますから、内容はしっかりみんな、表現は研究しないといけないと思いますけれども。

○**高野委員** 今、御指摘いただいた部分は、話し合いを結構していました。それで、ここで見え隠れする部分が、例えば「こういうことがうまくいかないのはだれだれのせいだ」、「これはこうだ」という話が結構出てきた部分がありました。その中で、では家庭がちゃんとやらないと学校のせいにしたり、学校が悪いのは教育委員会が悪いんだ、教育委員会が悪いのは区が悪いんだとかというふうな、お互いの何か責任とか役割は本当に自覚していないと。だから、それをまず地域も含めて、家庭も含めて、自分たちの役割とかは、やはり自覚していかなければいけないのではないかなということがまず第一であったということを考えると、今、切なる気持ちとしてここに掲げたのは、そういう形で言葉として「自治の担い手」というと、要するに取り込みやすいという部分も本音はあるんですけれども、そういう形での地域の本当のチームプレーというか、地域が1つになってお互いの責任を全うしながら、お互いがここまでやって、どこがどこまでやる。そうすると、ある意味で地域が動くにも、行政の支援がなければできないとか、いろいろな議会の協力も得なければいけないとかというのがあるので、その辺のところに、今、焦点を向けてもらうということであれば、この今、項立てした部分のこの趣旨が生きてくるかなというふうに感じています。

○**辻山座長** ずっと私、皆さんの意見を聞かせていただいておりますが、骨子案作業チームで最初に乗り越えなければいけないのは、例えば憲法の中に書いていくときに、例えばこれは教育基本条例というようなものの中の話でもいいだろう、あるいは福祉基本条例というようなものもあっていいだろう、住宅基本条例というようなものもあっていいだろう、雇用の基本条例もあっていいだろう、さまざまありますね。その中で、「教育」だけはここに書き込みたいのだ、あるいは書き込む必要があるのだということの説得力が、どうもこの辺はそこに引っかかっているんだと思うんですよ、違和感というのは。何かしら違和感があるというのは、これはある特殊な政策領域のことなのではないか。だとすれば、たくさん政策領域があるはずだ。その中でなぜこれだけかというようなことについて、やはり説明力がもう少し必要かなと。その議論は最初のほうでやって、「区民の権利」ところなどで一応クリアしてきていますので、あの論理でいいんだろうなという気はするんですが、再度そのことが検討チームの中で了承されないと、なかなか条文として出してくるのは難しいかもしれないというのがありますので、ぜひそこは頑張っていただきたいなと思います。

あと、細かいことは申しませんが、(3) 番の書き方は、このことを前提にして議論するということであれば、私だったら(3) 番はこう書くなというのは、「(1) 及び(2) を実現するために」というような書き方でいい。そうではないと、これは「自治の担い手を育む教育」というふうに、(2) 番だけしか触れていないという弱さがあるんですね。「(1)、(2) の理念を実現するため」とか、「(1)、(2) を実行するために」というようなことかなというかなという感じでした。

そのほか、よろしいですか。とりわけ骨子案作成チームの方は、確認しておかないとというのがあれば、やっておかないといけないと思いますが。（「この議論はチーム2ですよ」「1」「1、2」と呼ぶ者あり）

それではついでに、その話題が出ましたので、事務局のほうから骨子案作成チームとテーマについて、説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料5をごらんください。

本日の副座長会で、一応、次回のテーマを担当する区分を設定させていただきました。区分H、I、条例の見直し等になりますけれども、これにつきましてはチーム1のほうで担当していただきたいということ。それから区分J、今のその他の領域ですけれども、それについてはチーム2で検討していただきたいと。そして、これから検討に入ります前文について、チーム3で担当していただきたいということで、以上3つのチームに区分を設定させていただきました。よろしく願います。

○辻山座長 では、分担についてはよろしいですね。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 それでは、分担をやったので、その他の項目、何かあれば伺いますが。

○木全委員 その他ということではないんですけれども、きょうの議論を踏まえますと、もう最終的に文章法制をお任せいただくんですけれども、どの部分まで文章法制側の裁量権が生かされるのか、やや不安なところもありますので、なるべく我々が疑問に思ったところは、今後出していきたいとは思いますが、この部分を平仮名にするのか、例えば「また」という字を、「または」と言ったときに漢字表記なのか平仮名表記なのかという、そのぐらいでしたら十分お任せいただけると思うんですけれども、この間の「公平・公正な」か「公平・公正に」かというようなところも、ここで議論されていることを考えると、非常に我々の裁量の範囲がすごく狭くなってきているので、ちょっと不安になってきているところなので、いずれまた具体的には御提案できるときがあるかもしれませんが、座長からも先般お話がありましたが、文章法制上のどうしても制約というのはあるということだけは御理解していただきたいと思います。

○辻山座長 了解いたしました。

それでは、検討連絡事務局からの連絡事項というものはあるんでしょうか。お願いします。

○事務局 まず、本日の議論を踏まえて、本日お配りした資料2と資料4、こちらのほうを修正させていただいて、パブリックコメントの資料として提示させていただきたいと思います。

そして、次々回に向けてなんですが、次々回、区民検討会議のほうでは区分のH、I、それから区分のJ、そしてその他の項目について、区民検討案がまとまる予定です。それらの検討経過、並びに今度、前文についての区民検討会議の検討チームが立ち上がりましたので、来週の月曜から前文に着手するということになりました。そちらのほうの検討経過も含めまして、次回の検討議題とさせていただきたいと思います。

事務局からは以上です。

○辻山座長 よろしいでしょうか。

それでは、本日のまとめをお願いいたします。

○事務局 条例骨子案の全体調整につきましては、資料2の骨子案修正案文のほうをごらんいただきまして、まず3ページ目の「5 行政の役割と責務」、こちらの2つ目の「◇」の部分の「行政の役割と責務」の題名が、「区の行政機関の役割と責務」。①、②、③の「区は」という主語が、「区の行政機関は」。あと、①につきましては、「区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として」という形で表現は修正いたします。

あと、4つ目の「◇」の「行政運営」のタイトルが「区政運営」。こちらにつきましても、①、②、③、④、⑤の主語が、「区は」から「区の行政機関は」に変更になります。あと、③の「行政運営に適切に反映する」の部分は「区政運営に適切に反映する」と修正いたします。

同じく、その次の「◇」なんですが、「情報公開・個人情報保護」につきましては、新たな項立てをいたしまして、「6 情報公開・個人情報保護」といたしまして、主語につきましては①、②とも「区の行政機関及び議会は」で、①につきましては「保証」の「証」が「障」に変更、②につきましては「区の行政機関及び議会は、その保有する個人情報を保護し」というふうに表現を変更いたします。

「6 住民投票」が「7 住民投票」になります。

「7 地域自治」が「8 地域自治」といたしまして、④の「区は」の主語が、「区の行政機関及び議会は」と修正いたします。

あと、文章の終わり方の表現の仕方につきましては、今後整理していくということです。

また、（２）の区分のH、I、Jにつきましては、今後引き続き、区民検討会議の案が出てきた段階で再度議論するということです。

以上です。

○**辻山座長** ありがとうございました。

何かございますでしょうか。なければ終わりにさせていただきたいと思います。ありますか。お願いします。

○**事務局** 次回の開催日だけ確認させていただきたいと思います。

次回、６月29日になります。場所は、本日と同じ第２委員会室、時間も同じ６時半から開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○**辻山座長** それでは、これで終わりにさせていただきます。

どうもお疲れさまでした。

閉会 午後 ９時０７分